

◎竹破碎機貸付料金表

※オペレーター付きとなります（竹破碎機のみ貸付は不可）

※小型機、中型機ともに同一料金です。

項目	単位	単価 (円)	備考
① 現地調査・機器準備等	1回	9,000	※竹破碎機貸付毎に必須
② 現地破碎作業	人/日	9,000	1日(7.75h/日:機器メンテナンス含)
		4,500	半日(3.50h/日:機器メンテナンス含)
③ 機器損耗費	日	5,000	消耗品費・刃研磨費等
④ ガソリン・軽油		実費	被貸与者が満量補充し返却

①～③の合計が貸付料金となります。

◎無煙炭化器貸付料金表

① 無煙炭化器	日	100	貸与日数分
---------	---	-----	-------

■留意事項

- ・通園通学路の交通安全や、災害・事故の危険がある箇所など、公共の利益に資する箇所の整備と認められる場合のみの貸付とします。（市の発注する事業等にあっては別途協議）
- ・貸付は地区公民館やまちづくり委員会等の集落単位とし、個人や企業への貸付は行いません。（市の発注する事業等にあっては別途協議）
- ・基本的には機器を貸付するものであるため、破碎作業については地区住民との協働により行うものとします。
- ・伐採作業と同時の破碎作業を推奨しています。なお伐採後長時間経過した枯れ竹や樹木は破碎できません。無煙炭化器による処理を推奨します。
- ・破碎された竹のチップや炭化した木竹等は地域で処分して下さい。
- ・ガソリン、軽油等の燃料は地域が携行缶でご用意下さい。
- ・無煙炭化器の貸付のみの場合はオペレーターがつきません。借受け～返却までの運搬は被貸与者が行って下さい。
- ・作業中の安全管理や体調管理については、原則として自己責任となります。作業に従事する方は事故に十分注意するとともに、必ず傷害保険に加入して下さい。